

第 173 回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○ 実施要項（案）について

- ・（研）土木研究所/情報システム運用支援業務

○ 契約変更・評価（案）について

- ・ 空港有害鳥類防除業務（仙台空港）

○ 評価（案）について

- （１）「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。

- ・ 大阪国税局が管理する庁舎の管理・運営業務
- ・ 大阪合同庁舎第 2・4 号館（財務局）の管理・運営業務
- ・ 中小企業大学校における企業および中小企業支援担当者向け研修に係る業務ならびに施設の運営等業務
- ・ 財務局の未利用国有地の管理等業務
- ・ 財務局の普通財産の管理処分等業務

- （２）引き続き民間競争入札を実施するとされた事業

- ・ 名古屋国税局が管理する庁舎の管理・運営業務

以上